



## 年齢区分ごとの無償化対象施設・事業

(○：無償化対象 ×：無償化対象外)

年齢区分		市民税非課税世帯の 0歳児～2歳児 クラス		市民税非課税世帯の 満3歳児(※2)		市民税課税世帯の 満3歳児(※2)		3歳児クラス～ 5歳児クラス	
		なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
「保育の必要性」の認定有無(※1)		なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
教育・保育 給付認定	保育所・認定こども園（保育認定） 地域型保育事業(※3)	—	○	—	—	—	—	—	○
	公立幼稚園 公立認定こども園（教育認定）	—		—		—		○	
	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園 私立認定こども園（教育認定）	—		○		○		○	
施設等利用 給付認定	幼稚園および認定こども園（教育認定）の預かり保育 （在園児が利用するもの）	—	—	×	○ 上限あり	×	×	×	○ 上限あり
	認可外保育施設(※4)・病児・病後児保育事業 一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業	×	○ 上限あり	—	—	—	—	×	○ 上限あり
企業主導型保育事業		—	○	—	—	—	—	—	○
障がい児の発達支援（児童発達支援等）		○		—		—		○	

(令和6年4月現在、西条市内に未移行幼稚園はありません)

※1 「保育の必要性」とは、保護者の就労や病気などで、家庭において必要な保育ができない状況をいいます。

※2 満3歳児とは、3歳の誕生日の前日から最初の3月31日までの間の子どもをいいます。

※3 地域型保育事業は、小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型事業のことを指します。

※4 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設・地方自治体独自の認証保育施設・ベビーシッター・認可外の事業所内保育等を指します。

無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。